

推薦してください！技能功労者・優良従業員

優れた技能を持ち長年の経験がある技能功労者と、中小企業に長年勤務し、他の従業員の模範となる中小企業優良従業員の推薦を受け付けています。

【技能功労者】

対象：市内在住で、指定する同一職種で30年以上の経験があり優れた技能を持ち、他の技能者の模範と認められる人

推薦できる人：候補者が加入する団体など

【中小企業優良従業員】

対象：同一事業所に引き続き15年以上勤務し、成績優秀で他の従業員の模範となる人

推薦できる人：中小企業の事業主

提出締切日：9月7日(金)

申込・問合せ：新潟市雇用対策課 (TEL:025-226-1642)



初回無料！ 会議所の専門家派遣事業を使ってみませんか？ エキスパート・バンク利用のご案内

エキスパート・バンクは経営課題を抱えてお悩みの小規模事業者等の要望に応じて、各分野のエキスパート(専門家)を直接事業所等に派遣し、技術改善、商品開発、経営管理など、専門的・実践的な指導アドバイスを行う商工会議所の専門家派遣事業(経営・技術強化支援事業)です。

< 制度の特色 >

1. 費用は初回無料(2回目以降は1/3を事業者負担)
2. 小規模事業者等が対象
(従業員数が製造業・建設業は20人以下、商業・サービス業は5人以下)
3. 経験豊かな専門家が訪問指導(内容は秘密厳守)

～ 相談事例 ～

店舗の改装、レイアウト・陳列を効果的にしたい。
社員の能力開発、教育訓練をしたい。(接遇マナー、電話対応等)
新商品の開発、既商品の改良、インターネット上で販売をしたい。
後継者や幹部育成について相談したい。
経営分析等より収益改善を図りたい。など...

< 問い合わせ > 新津商工会議所 経営指導員まで TEL:0250-22-0121



お誘い合わせの上、お早めに申込み下さい。 第6回会員親睦ゴルフコンペ参加者募集

開催日：9月21日(金)
 開催場所：新津カントリークラブ
 定員：80名(20組)
 参加費：3,000円/人(プレー費・食事代は別にかかります。)
 参加資格：会員又は会員の紹介者
 表彰式：プレー終了後クラブハウスにて行います。
 申込方法：氏名、事業所名、TEL、生年月日をお知らせ下さい。
 (当所ホームページから申込書もダウンロードできます。)
 申込締切：定員になり次第
 申込先：新津商工会議所 TEL:0250-22-0121



日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運転設備	8年超	0.95%～
教育一般資金貸付	1学生あたり300万円	教育資金	15年以内	2.65%

セーフティネット貸付や教育一般資金貸付等、日本政策金融公庫国民生活事業の申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ

経営改善貸付	1,500万円	運転設備	7年以内 10年以内	1.75%
--------	---------	------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方
 原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
 最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
 常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
 所得税、法人税等の税金を完納されている方
 日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

経営改善貸付の申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:0250-22-0121)

資金繰り円滑化相談会

中小企業皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00～)

8月7日(火)・9月4日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00～)

8月14日(火)・9月11日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)

定期健康診断のご案内

新津商工会議所では、会員の皆様並びにご家族・従業員・勤労者福祉共済会員の方を対象に定期健康診断を実施いたします。働く人の健康は企業の財産です。この機会に是非受診いただき、皆様の健康管理にお役立てください。

日 時：9月18日(火)～21日(金)
8:30～15:00(11:30～13:00は除く)

会 場：新津地域交流センター

会員の皆様には詳しいご案内を7月上旬に郵送致しました。
申し込み・問い合わせは新津商工会議所へ(TEL:22-0121 牛田・鷺尾)



高額療養費(限度額認定証)について

健康保険制度には、医療費の自己負担額が高額になった場合に一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。

高額療養費は支給されるまでに、医療機関に受診してから3ヶ月以上かかります。そこであらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで、医療機関ごとのひと月の支払額が自己負担限度額までに抑えることができます。

これまでは入院の時のみ「限度額適用認定証」が使用できましたが、平成24年度4月からは、外来診療の際も使用できるようになりました。

() 「自己負担限度額」及び詳しい内容はこちらをご覧ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,268,25.html>

～ワンポイント知識～ 「年金と税金」

老齢基礎年金、老齢厚生年金、旧年金制度の老齢年金、通算老齢年金は、所得税の雑所得になり課税対象になります。

課税対象になるのは、年金受給者全員ではなくその年の年金額が108万円(65歳以上の方は158万円)以上の人です。

65歳以上であるかどうかは、その年の12月31日の年齢によります。

徴収方法は、日本年金機構が支払いのつど所得税を源泉徴収し所轄税務署に納付することになっています。

扶養親族がいる場合は、老齢給付の裁定請求書の中に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」欄がありますので、裁定請求の際にこの欄に記入します。

その後、毎年11月頃に日本年金機構から「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送られてきますので、必要事項を記入して返送します。年金以外に所得がある人などは、場合によっては確定申告を行う必要があります。65歳以上の老齢年金等の受給者は、個人住民税についても特別徴収がされています。

最低賃金の大幅な引上げが必要な地域の賃金水準の底上げを支援します!

(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金))

<概要>

地域別最低賃金額が700円以下の県に事業場を置く中小事業主が、次の事項を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1を国の予算の範囲内で助成する制度です。(業務改善助成金の上限は100万円、下限は5万円)



<支給の要件>

【1】賃金引上げ計画の策定

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引上げ

【2】1年当たりの賃金引上げ額は40円以上(就業規則等に規定)

【3】引上げ後の賃金支払実績

【4】業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取

【5】賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと等

支給額：【5】の経費の2分の1(上限100万円)

支給回数：賃金引上計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給

業務改善助成金の対象経費例

1. 就業規則の作成や改定

事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士の手数料

2. 賃金制度の整備

事業場内で最も低い賃金の引上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費

3. 労働能率の増進に資する設備・機器の導入

(1)在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用)

(2)作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の改装、機器等の購入費用、労働能率の増進に資する研修

問い合わせ、申請先：新潟労働局

中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館

TEL:025-288-3504